

建築物や工作物の解体・改修を行う事業者の皆様へ 石綿事前調査は適切ですか？

①書面調査



②目視調査



建材等に広く使用されてきた石綿（アスベスト）は、吸入した場合、**中皮腫や肺がん**などの健康障害の原因となります。

建築物の解体・改修・リフォームなどの工事の際、元請業者は、**適切に事前調査を行い、その結果に応じて飛散防止措置を講じる義務**があります。

武雄労働基準監督署では解体工事等の現場パトロールを実施していますが、建材に石綿含まれているにもかかわらず、石綿事前調査が適切に実施されず、**法令に準拠しない施工方法によって解体・改修されている現場**が確認されました。（全国的な事例は裏面参照）

解体作業者が石綿による健康障害が発症することを防止するため、適切な事前調査及び飛散防止対策を講じるようお願いします。

<よくある質問>

Q：人を雇っていませんが調査は必要ですか？

A：大気汚染防止法により、調査が必要な場合があります。さらに、パート・アルバイト・日雇いを含めて一人でも雇う場合及び同じ現場で個人事業主等に発注する場合は労働安全衛生法も適用になります。

Q：弊社は新築工事を専門に行っています。解体工事は行いませんが、石綿事前調査者の資格は取ったほうがよいのでしょうか？

A：新築工事のみであれば、資格は不要です。

ただし、改修工事（リフォーム、電気設備改修等の建築物に変更を加える工事全て）を行う場合は有資格者による事前調査義務の対象になる場合があります。

Q：建築書類で石綿がないことができた場合、目視調査を行う必要はありますか？

A：目視調査は原則必要です。（平成18年9月1日以降に着工した建築物等限られた場合にのみ目視調査は省略可能です。ただし、目視調査を省略した場合でも、事前調査記録の作成・保存、電子による事前調査結果報告（対象工事に限る）等は必要です。）

Q：目視による事前調査を行ったところ、石膏ボードに「石綿は使用されていません」と書いてありました。

石綿不使用だと判断してよいですか？

A：建材の印字のみをもって、石綿なしと判断してはいけません。必ず、設計図書、建材の表示と**データベース**とを照合してから判断してください。

【例】

石綿（アスベスト）含有建材
データベース
国土交通省・経済産業省



Q：外壁塗装工事なら石綿事前調査は不要では？

A：事前調査が必要な可能性があります。塗装に伴う足場の設置の際、外壁に穿孔する場合等が該当するので、工事内容を確認してください。

Q：改修工事で請負金額が100万円未満です。事前調査は必要ですか？

A：事前調査は必要です。ただし、電子システムによる報告は不要です。

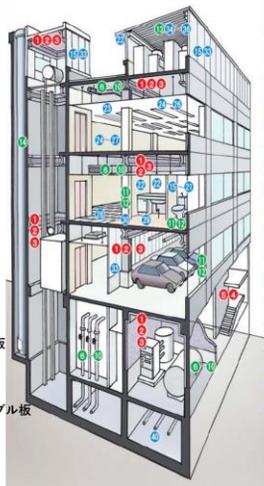


石綿の使用部位例

出典：国土交通省「目で見るアスベスト建材（第2版）」より一部改変

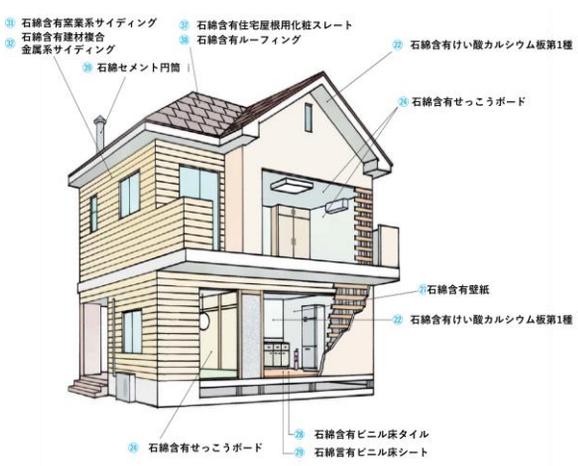
鉄骨造・RC造

- ① 吹付け石綿
- ② 石綿含有吹付けロックウール
- ③ 湿式石綿含有吹付け材
- ④ 石綿含有吹付けパーミキュライト
- ⑤ 石綿含有吹付けパーライト
- ⑥ 石綿含有けいそう土保温材
- ⑦ 石綿含有けい酸カルシウム保温材
- ⑧ 石綿含有パーミキュライト保温材
- ⑨ 石綿含有パーライト保温材
- ⑩ 石綿保温材
- ⑪ 石綿含有けい酸カルシウム板第2種
- ⑫ 石綿含有耐火被覆板
- ⑬ 屋根用折板石綿断熱材
- ⑭ 煙突用石綿断熱材
- ⑮ 石綿含有スレートボードフレキシブル板
- ⑯ 石綿含有スレートボード平板
- ⑰ 石綿含有スレートボード軟質板
- ⑱ 石綿含有スレートボード軟質フレキシブル板
- ⑲ 石綿含有スレートボードその他
- ⑳ 石綿含有スラグせっこう板



- ㉑ 石綿含有パルプセメント板
- ㉒ 石綿含有けい酸カルシウム板第1種
- ㉓ 石綿含有ロックウール吸音天井板
- ㉔ 石綿含有せっこうボード
- ㉕ 石綿含有パーライト板
- ㉖ 石綿含有その他パネルボード
- ㉗ 石綿含有壁紙
- ㉘ 石綿含有ビニル床タイル
- ㉙ 石綿含有ビニル床シート
- ㉚ 石綿含有ソフト巾木
- ㉛ 石綿含有窯業系サイディング
- ㉜ 石綿含有建材複合金属系サイディング
- ㉝ 石綿含有押出成形セメント板
- ㉞ 石綿含有スレート波板大波
- ㉟ 石綿含有スレート波板小波
- ㊱ 石綿含有スレート波板その他
- ㊲ 石綿含有住宅屋根用化粧スレート
- ㊳ 石綿含有ルーフィング
- ㊴ 石綿セメント円筒
- ㊵ 石綿セメント管

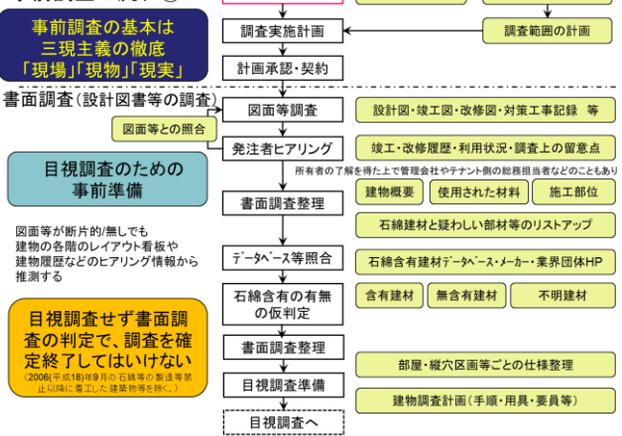
木造



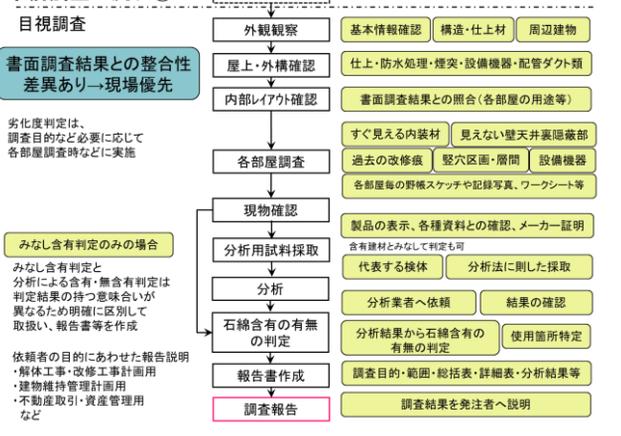
事前調査の流れ

出典：環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」

事前調査の流れ①



事前調査の流れ②



不適切事例（全国）

出典：環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」

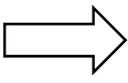
レベル1の石綿含有建材が使用されていることが把握され、大防法及び安衛法に基づく届出が行われた現場において、地方公共団体が敷地境界における石綿濃度測定を行ったところ石綿繊維が検出された。届出がされた箇所では飛散・ばく露防止措置が講じられていたが、別の箇所において、レベル1の石綿含有建材が天井裏に使用されており、当該建材が飛散・ばく露防止措置が講じられないまま天井と共に破砕されていた。本件の原因としては、**事前調査が不十分であったこと**のほか、事業者が工期どおりに工事を行うため、飛散・ばく露防止を行わなかったと指摘されている。

建築物の解体工事において、**機械室の煙突にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、飛散・ばく露防止措置が講じられないまま煙突が解体された**。原因として以下の点が挙げられている。
 ・当該建築物において過去に行われたアスベスト含有建材の除去工事では、**機械室は対象に含まれていなかったが、発注者は、当該建築物に使用されていたアスベスト含有建材が全て除去されたものと判断したこと**。
 ・事業者は、**発注者から当該建築物のアスベスト含有建材は全て除去されていると説明され、再度十分な事前調査を行わなかったこと**。

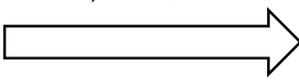
建築物の解体工事において、建築物の所有者から石綿含有建材は使用されていないという説明を受けていたこと、当該建築物では改修工事が複数回行われた結果、天井の内装材が厚くなっており天井裏の調査が行いにくかったことから、**適切な事前調査がされず**、飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始された。工事開始後、**天井板を撤去後にレベル1の石綿含有建材が確認された**。

参考WEBサイト

[石綿総合情報ポータルサイト（厚生労働省）](#)



[「目で見るアスベスト建材」（国土交通省）](#)



[建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル](#)

